平成 29 年度輸入食品監視指導計画の概要

1. 輸入食品監視指導計画とは

食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。)(以下「法」という。)第 23 条第1項に規定される、食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ(以下「食品等」という。)の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいう。

【目的】輸入食品等の衛生に関する監視指導の重点的、効果的かつ効率的な実施を 推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

平成 29 年4月1日から平成 30 年3月 31 日まで

3.監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 4 条(食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならない。)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階において安全性確保に係る措置を講ずる。

4. 重点的に監視指導を実施すべき項目

- (1)輸入届出時における法違反の有無の確認
- (2) モニタリング検査*1 (検査件数:97,500件)の実施
- (3) モニタリング検査以外の行政検査の実施
- (4)検査命令※2の実施
- (5)包括的輸入禁止措置*3の実施
- (6) 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

5. 輸出国における安全対策の推進

- (1)輸出国の政府担当者等に対する我が国の食品安全規制等の周知
- (2)計画的な情報収集、二国間協議及び現地調査による対日輸出食品の安全対策 の推進
- (3) 試験検査技術等の技術協力
- (4)HACCPによる衛生管理の推進

6. 輸入者に対する自主的な衛生管理に係る指導

- (1) 食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知
- (2)輸入前指導の実施
- (3)輸入前相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- (4) 記録の作成及び保存に係る指導並びにモニタリング検査時における当該記録 等の提出の指導
- (5) 食品安全に関する知識の習得の指導

7. 法違反が判明した場合の対応

- (1) 廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導
- (2) 違反原因の調査及び改善結果の報告の指導
- (3)輸入者等に対する営業禁停止処分の検討
- (4) 悪質事例の告発
- (5) 違反事例の公表

8. 国民への情報提供

- (1) 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- (2)輸入食品監視指導計画及び結果の公表
- (3) リスクコミュニケーションの実施

9. その他

- (1)検疫所に従事する食品衛生監視員の人材の養成及び資質の向上
- (2)検疫所が実施する試験検査等に係る点検
 - ※1:多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視することを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。検査件数は、統計学的な考え方に基づく数を基本として、 食品等の種類毎に輸入量、違反率等を勘案して定められる。
 - ※2: 法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を 命じるものをいう。検査の結果によって法への適合性が確認されなければ輸入・流通が認 められない。
 - ※3: 危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要さずに厚生労働大臣が特定の 食品等の販売、輸入を禁止する措置をいう。